

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要事項(備考)
日赤鶯鳴荘法面及び舗装等の復旧工事	総務係 岩手県岩手郡雫石町南畑第32地割263番地	平成25年9月5日	有限会社 加藤工務店	1,522,500円	予定価格が250万円をこえない工事又は製造であるため。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条1項)	豪雨災害により緊急性を要した
介護福祉車両リース(形式 CBF-TRH228B改)(車番 TRH-228-0006717)	総務係 岩手県岩手郡雫石町南畑第32地割263番地	平成26年10月7日	株式会社ジャパンオートリース	4,816,800円	鶯鳴荘の所在地を営業圏内とし、仕様を満たす当該リース車両の唯一の取扱店であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価である旨及び契約金額に単価を記載した場合は予定調達総額をきさいする。
- (2) 必要があるときには、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。